

玉情審第1-15号
平成25年3月28日

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会
会長 野崎 和義

公文書の部分開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成24年10月12日付け玉市総第235-1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）は、個人にかかわる部分を除き、本件対象文書をすべて開示すること。

また、未提示文書については、公文書の一覧表を作成し、異議申立人（以下「申立人」という。）の便宜に供すること。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

(2) 異議申立ての理由

実施機関が部分開示とした決定は、平成24年7月27日までの裁判の状況からして訴訟に影響する公文書になり得るとは考えることができない。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 本件対象文書について

ア 本市の公文書の定義

玉名市情報公開条例（以下「条例」という。）2条2号には、本市の公文書の定義が次のとおり規定されている。

2条2号

公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること

ができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。

イ 本件公文書開示請求に関する対象文書

申立人が平成24年7月18日付けで提出した公文書開示請求書の「開示請求する公文書の件名又は内容」の欄の2において、平成23年10月14日に玉名市岩崎字高津原375-5地先大坊トンネル西線の側溝に設置のグレーチング上で起きた転倒事故(以下「本件事故」という。)に関する公文書を保有する所管課名、簿冊名、その簿冊に編さんしている文書件数及び総枚数は次のとおりである。

所管課名	簿冊名	文書件数	簿冊における総枚数
管財課	平成23年度～事故報告書(土木課立願寺事故)関係綴	23件	215枚
土木課	立願寺事故記録	1件	21枚
	大坊トンネル西線事故関係綴	20件	216枚
人事課	平成23年度 事故処理委員会綴 (本件事故に関する資料のみ)	2件	7枚

(2) 不開示とした公文書の理由

155-1号公文書で不開示とした部分は、法人担当者の氏名および本件事故に関連した個人の氏名の記載であり、いずれも条例7条2号の個人に関する情報に該当する。

また、155-3号公文書で不開示とした部分は、本件事故の訴訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれをもち、条例7条6号イに該当すると判断したものである。この判断は、以下の事情を勘案して行った。

ア 申立人から、平成24年7月27日の裁判の日までに開示請求を受けた公文書の写しの交付を行ってほしい旨の要望が示されていた。

イ 平成24年7月5日に裁判所から和解勧告案が提示されたが、同月25日の時点では、原告である申立人と被告である実施機関との和解条項の主張のすべてが一致しているわけではなかった。

ウ 平成24年7月27日の裁判の日に関和解に至るか不明であった。

(3) 異議申立てを受けた後になお部分不開示とした箇所について、改めて検討した結果、得られた結論およびその趣旨

申立人が「異議申立書」において主張する全部開示には対応できないが、再検討の結果、155-3号公文書については原則開示とし、なお一部については不開示とすることを求めるものである。

(4) 再検討後の部分開示決定の理由について

155-3号公文書の開示について再度検討したが、なお不開示とする部分が存在する。その理由は、次のとおりである。

ア 同公文書には法人の担当者の氏名と個人のメールアドレスが記載されているが、これは法人代表者のものではなく、条例7条2号の個人に関する情報に該当する。

イ 同公文書には裁判の和解の内容に影響を与えないとも限らない内容の情報が記載されており、これは、本件事故の訴訟に係る事務に関するものであって、当事者としての地位を不当に害するおそれをもち、条例7条6号イに該当すると考える。具体的には、次の記載内容がこれに当たる。

(7) 本件事故について実施機関としての過失割合の見解に関する記載内容

(4) 申立人が準備書面に記載している内容に実施機関が異議を唱える記載内容

(7) 実施機関が主張する和解条項に関する記載内容

4 審査会の判断

(1) 不開示部分に係る妥当性について

ア 155-1号公文書に関する不開示情報について

実施機関から提出された平成24年12月21日付け玉市総第235-6号の分類又は整理した資料をもとに文書の不開示部分を見分したところ、法人の担当者の氏名や本件事故に関連した個人の氏名が記載されている。

これらのうち、法人の担当者の氏名は、代表者の氏名とは異なり個人に関する情報であり、条例7条2号に該当するものである。また、本件事故に関連する個人の氏名も個人に関する情報であり、条例7条2号に該当するものであるため、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

イ 155-3号公文書に関する不開示情報について

実施機関から提出された平成24年12月21日付け玉市総第235-7号の意見書によれば、155-3号公文書で決定した部分開示の決定について、異

議申立書が提出された後に、再度、開示の対応について検討がなされている。

この再検討後、多くの部分について開示情報としての対応をする決定がなされているが、なお不開示情報とされた部分については、二つの不開示理由が示されている。一つは個人に関する情報であるということ、もう一つは訴訟に関する情報であるということであり、当審査会はこの2点について公文書の内容を見分した。

まず、法人担当者の氏名等が個人に関する情報として不開示とされている。たしかに、担当者の氏名は法人の代表者のものではなく、個人に関する情報として条例7条2号に該当することから、実施機関の決定は妥当である。しかし、意見書に記載の個人のメールアドレスについては、確認したところ法人の情報であるため、条例7条には該当せず、実施機関の判断は妥当でない。

次に、不開示とされた訴訟に関する情報であるが、再検討後においてもなお3箇所にその記載がみられる。

まず、第1に、本件事故について実施機関としての過失割合の見解に関する記載内容について見ると、実施機関は申立人の過失割合を5割程度と評価している旨の記載がなされているが、申立人に開示して交付した「立願寺温泉ホテル前市道側溝蓋にかかる転倒事故について（記録）」と題する文書によれば、11月8日の14時40分の記録の中で「損保会社の顧問弁護士の見解に従い、瑕疵の率は5対5で相手と交渉する。」として、11月14日の13時10分には申立人に対し「保険会社と協議した結果、市としては瑕疵は半々でお願いできないかと考えていた。ご理解いただけないか。」との連絡をし、その後、同日の14時及び17時に申立人から「瑕疵半々では納得できないので裁判する。」との話が出て、交渉が不調となり、弁護士委任に至っている。

これらの記載からすれば、実施機関側が申立人の過失割合を5割程度と考えていたことは申立人も既に知っていたことであり、かつ、それに対し納得していなかったことも双方周知のことである。

また、裁判所の和解案では、過失割合が実施機関が6で申立人が4とされており、申立人に有利となっている。

それゆえ、申立人の過失割合に関する実施機関側の見解を開示したとしても、開示以前からも申立人は実施機関側の見解を知った上で訴訟に臨んでいることからすれば、開示によりさらに申立人の感情を害し和解の内容に影響を与える可能性が大きいとまでは言い難い。

第2に、申立人が準備書面に記載している内容を実施機関が異議を唱える記載内容について見ると、この記載内容は、被告である実施機関が原告である申立人

の準備書面の記載内容に事実と異なる部分があると指摘するものであるところ、民事訴訟においては、争点を整理するために訴訟手続の中で当事者双方が相手が準備書面において主張する事実につき、当該事実を認めるか否かの認否をしなければならない。

したがって、被告である実施機関が申立人主張の事実につきそれが事実か否かを検討することは当然のことであり、だからこそ、実施機関の代理人からも申立人から提出された書面に記載されている事実関係と証拠について実施機関側の認識について回答するようにとの指示が出されているのである。その検討の結果、申立人の主張する事実が実施機関側の事実確認を前提とする事実と異なる場合には否認することになる。

そして、本件において、訴訟関係の書面を見ると実施機関側の認否の結果は、実施機関側の反論の準備書面の中で「否認」という形で出されており、当然、申立人にも当該反論書面が交付されているので申立人にも周知のことである。ちなみに実施機関側の否認の反論に対し、申立人も再反論している。

それゆえ、申立人が準備書面に記載している内容に実施機関が異議を唱える記載内容を開示したことにより申立人の感情を害し和解の内容に影響を与える可能性が大きいとまでは言い難い。

第3に、実施機関が主張する和解条項に関する記載内容について見ると、当該記載内容については、和解条項の3項（「原告は、本件転倒事項についての原告に対する被告の職員の対応に関して、今後、被告ないし被告の職員に対して抗議や苦情の申入れ等の行為を行わないことを約束する」）に反映されていると思われる。

そして、申立人に開示して交付した「立願寺温泉ホテル前市道側溝蓋にかかる転倒事故について（記録）」と題する文書によれば、この和解条項の前提となった和解案が裁判所から申立人に送付されており、7月13日11時には和解案の送付を受けた申立人は、その点を不満として、実施機関にも不満を示し、確認に来たりしている。さらに、7月18日も申立人は同様の行動を取っている。

このように、申立人も和解条項の3項については十分知っていたものであるが、しかしその上で和解に応じている。

そうであれば、この記載部分を開示したことにより申立人の感情を害し和解の内容に影響を与える可能性が大きいとまでは言い難い。

以上より、不開示とされた訴訟に関する情報で再検討後においても、なお残された3箇所の記載については、いずれも、和解の内容に影響を与えるような情報とまでは言い難く、また、訴訟に係る事務に関するものであって当事者としての

地位を不当に害するおそれをもつとまでも言い難く、条例7条6号イには該当せず、実施機関の判断は妥当でない。

(2) 未提示文書の妥当性について

実施機関のもとには、申立人の公文書開示請求書の開示請求対象公文書でありながら開示又は不開示の意思が示されていない公文書が未提示文書として多数存在している。具体的には、

ア 実施機関内の所管課間で重複して保管している公文書

イ 裁判上において申立人と実施機関がお互いに作成し、または保管している準備書面等である公文書が、それである。

実施機関としては、上記アとイのすべての公文書の写しを申立人に交付した場合、申立人の保持する文書が重複すること、また、重複した文書を交付すると申立人に余計な費用負担を強いようになるとを考慮したものであることがうかがえる。

しかし、いかに申立人に対する配慮であったとしても、申立人に事情を説明することもなく一方的に未提示としたことは妥当とは言い難い。

(3) 実施機関がした一連の決定（通知）の内容および方法と玉名市情報公開条例の趣旨について

以上に示したように、本件対象文書のうち、個人情報にかかわる部分については不開示もやむを得ないものの、それを除き本件対象文書はすべて開示することが妥当である。また、本件で未提示にとどまる文書については、実施機関は早急にその所在を明瞭にし、申立人の疑義を払拭するよう努めるべきである。

なお、当審査会は、実施機関及び申立人からそれぞれ意見を聴取してきたが、そこからうかがわれるのは、文書開示をめぐる両者の一連のやり取りに十分な意思疎通がなかったという事態にほかならない。また、上述のように本件では多数の未提示文書の存在も明らかになっており、こうした実施機関の姿勢が市政の透明性について申立人の疑義を招いたことも否定できない。

申立人は本件対象文書の全部開示を求める異議申立てに及んだが、そこには「開かれた市政の実現」（玉名市情報公開条例1条）を希求するやむにやまれぬ心情を見て取ることができる。当審査会としては、実施機関がこのことを真摯に受けとめ、玉名市民の付託に応えるべく今後の行政に取り組んでいくことを切に希望する。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 東 隆夫

委員 島田 仁美

審査会の経過

年月日	処理等の内容
平成24年 9月26日	異議申立ての提起
平成24年10月12日	玉名市からの諮問
平成24年11月 2日	第1回審査会
平成25年 1月18日	第2回審査会
平成25年 2月13日	第3回審査会
平成25年 3月22日	第4回審査会